

人口動態調査 調査票 (案)


厚生労働省

様式第2号 (第6条関係)

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		人口動態調査死亡票 2		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 氏 名		(3) 生 年 月 日		(4) 死 亡 し た と き			
		和暦 年 月 日 1午前 2午後 時 分		和暦 年 月 日 1午前 2午後 時 分			
(2) 男女別		(6) 死亡した人の住所					
1男 2女		日本 外国 不詳		都道府県 市、郡、特別区 町、村、指定都市の区又は総合区			
(5) 死亡したとて		届市区町村		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方			
1日本 2日本外		市区町村符号 保健所符号					
(7) 死亡した人の国籍		(8)(9) 死亡した人の夫または妻		1いる 満 歳 いない(未婚 死別 離別) 5不詳			
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事		(11) 死亡したときの職業・産業		(12)(13) 死亡したところの種類		施設の種類	
1農家 2自営 3勤I 4勤II 5その他 6無職		1職業 2産業		1病院 2診療所 3施設 4助産所 5薬局 6自宅 7その他		施設の種類	
原死因符号		外因の状況符号		発生したところ符号		傷害発生したところ符号	
I		II		III		IV	
(14) 死亡の原因		手術		解剖		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	
直接死因		1無 2有		1無 2有			
原因		部位及び主要所見		手術年月日		主要所見	
原因				(和暦) 年 月 日			
(15) 死因の種類		(16) 外因死の追加事項		(17) 出生時体重		単胎・多胎の別	
1病死・自然死 2交通 3転倒 4溺水 5火災 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11不詳		1傷害が発生したとき (和暦) 年 月 日 1午前 2午後 時 分		1無 2有		1単胎 2多胎	
		1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他		1無 2有		1子中第 子	
		1都道府県 2市 3郡 4区 5町村		1無 2有		満 週	
		手段及び状況		母の生年月日		前回の妊娠の結果	
				和暦 年 月 日		出生児 妊婦満22週以後の死産児	
				108その他特に付言すべきことがら		人 胎	
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名		住所		確認		備考	
氏名		丁目 番地 番号		欄		欄	

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第3号 (第6条関係)

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		人口動態調査死産票 3		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査 	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 父母の国籍		父		(2) 父母の氏名及び年齢		父 母	
		母		満 〇 〇 歳		満 〇 〇 歳	
(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別		1男 2女 3不詳		(4) 死産があったとき		和暦 年 月 日 午前 午後 時	
(5) 死産があったときの母の住所		日本 外国 不詳		都道府県		市、郡、特別区	
市区町村符号		保健所符号		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方			
(6) 死産があったときの世帯の主な仕事		1農家 2自営 3勤I 4勤II 5その他 6無職		(7) 死産があったときの父母の職業		(8) この母の出産した子の数	
妊娠週数		(10) 死産児の体重及び身長		(11) 胎児死亡の時期		1分娩前 2分娩中 3不詳	
(12) 死産があったところの種別		1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他		(13) 単胎・多胎の別		(14) 死産の自然人工別	
(15) 胎児の側		母の側		自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由			
I				母体保護法による場合			
II				母体保護法によらない場合			
(16) 胎児手術の有無		(17) 死胎解剖の有無		(18) 死産に立ち会った者		1医師 2助産師 3その他	
双子以上の場合には他の子の事件簿番号		確認欄		備考			

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

